

令和8年3月19日現在

中東情勢の緊迫化に伴う

宮崎県中小企業融資制度のご案内

経営支援貸付（売上減少等対策）

融資対象者	県内における同一事業歴が6か月以上あり、売上減少等の対策を行う中小企業者等であつて、次のいずれかの要件に該当する者 ア 経済的環境の変化により、最近3か月間の売上高が前年同期と比較して5%以上減少し、又は最近の決算日における当期利益が前期に比して5%以上減少し、経営が不安定になっていること イ 原材料価格の高騰や人件費の増加など経営環境の悪化に伴い、最近の決算日における売上高総利益率若しくは営業利益率が前期と比して5%以上減少し、又は最近3か月間の月平均売上高総利益率若しくは月平均営業利益率が前年同期に比して5%以上減少していること ウ 再生手続開始、更生手続開始、破産、整理開始若しくは特別清算開始の申立て又は手形不渡等による銀行取引停止処分により、事実上、債務の弁済に支障を来しているものに対して、売掛金等の回収の遅延等が生じていること
資金使途	売上減少等の対策に要する設備資金及び運転資金（ただし、上記ウは運転資金に限る）
融資限度額	運転資金 3,000万円（組合は8,000万円） 設備資金 5,000万円（組合は8,000万円）
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置12月以内） 設備資金 10年以内（うち据置18月以内）
融資利率	年1.20%～年1.70%（令和7年度）
保証料率	年0.40%～年1.50%
必要書類	売上高又は当期利益の推移を確認できる資料等

セーフティネット・危機関連貸付（5号：業況の悪化している業種）

融資対象者	県内における同一事業歴が6か月以上あり、セーフティネット保証制度5号（業況の悪化している業種）の認定を受けた中小企業者等
資金使途	事業の継続に必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	運転資金 3,000万円（組合は8,000万円） 設備資金 5,000万円（組合は8,000万円）
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置12月以内） 設備資金 10年以内（うち据置18月以内）
融資利率	年1.20%～年1.70%（令和7年度）
保証料率	年0.25%
必要書類	セーフティネット認定書等

※融資条件は令和8年3月19日現在の内容ですので、今後変更となる可能性があります。

問い合わせ先：宮崎県 商工政策課 経営金融支援室（電話：0985-26-7097）